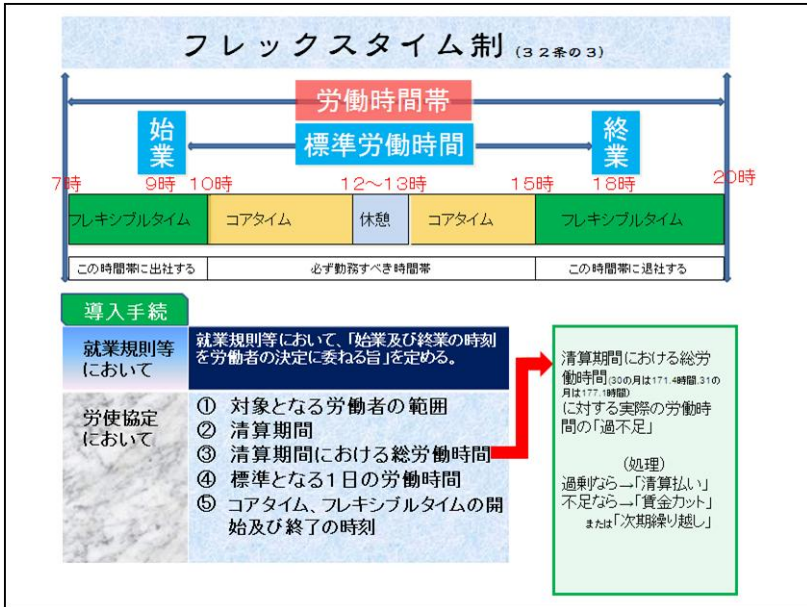


5-4 フレックスタイム制



フレックスタイム制は、昭和62年改正で導入されている。

本制度は、一か月の総労働時間を定めておき、労働者はその範囲内で各日の始業及び終業の時刻を選択して働くというもので、労働者が生活と仕事の調和を図りながら効率的に働くことができる変形労働時間制の一種である。

[導入要件]

①就業規則その他これに準ずるものにおいて「始業及び終業の時刻を労働者の決定にゆだねる」旨の規定を行うこと、②労使協定を締結して、フレックスタイム制の基本的枠組(対象労働者の範囲、清算期間(及びその起算日)、清算期間内における総労働時間、標準となる1日の労働時間、コアタイム・フレキシブルタイムを設ける場合はその時間帯の開始及び終了の時刻)を定めること、である。

合法に導入されたフレックスタイム制においては、1週及び1日の労働時間規制は排除され、清算期間における総労働時間を超えた場合にのみ時間外労働が成立する。

要件を満たさない運用は、第32条違反として罰則が適用される。

本フレックスタイム制は、年少者(60条1項)には適用できない。また、非現業の一般地方公務員についても適用がない(地公法58条)。